

政治体制と経済発展

——新興諸国の政治体制類型論の検討——

板垣 與一

一 まえがき

(41) 政治体制と経済発展

東南アジアにおける新興諸国の政治的将来については、第三国にとってはいうまでもなく、その国自身にとっても確固たる見通しをもつことができないというのが、事態の偽らざる真相であろう。見通しが不確実であるというのは、ひとつには、その国の政治的将来の形成的な担い手となるべき社会的諸力の主体的構成とその志向が、いまだ過渡的、流動的で明確な形をとっておらないためであり、また他方、伝統的な秩序と権威は破壊されたけれども、「国民的統一」(national unity)と「国民的一体感」(national consensus)を実現すべき新しい制

度的、組織的な枠組みの創出が、いまだ摸索の状態にあるからである。

さらに問題は孤立した政治の次元にのみあるのではない。政治は経済と深く切り結び、経済的發展の速度と規模のいかんによっては、政治的發展の方向も形態も大きな影響を受けなければならない。あとで明かになるように、現段階における新興諸国が直面している経済發展の課題の性質、それ自体が、政治体制の在り方にかなりクルーシアルな影響をおよぼすことを見逃すわけにはいかないであろう。

このように政治と経済との両面的相互作用の座標軸にのせるのであれば、東南アジア諸国の政治的将来を語

ることができなるとすれば、展望は容易なことではない。われわれはまずこのことを十分に認識しておかねばならない。しかしわれわれがここで意図している作業は、もっと控え目なものであって、それは、東南アジア諸国の政治的發展の将来の予見をも可能ならしめる「政治体制の一般理論」(後出)にかかわるものではなく、むしろこれら諸国の政治過程の動態を、「過渡的社會の混合政治体制」(“mixed” political system of transitional society)という文脈のなかでとらえ、現段階における政治的發展の性質をよりよく理解し、またその意義を正しく評価することである。

以上の前提ないし留保のもとに、主題に関する学界の問題状況を整理し検討を加えたい。

二 比較政治学的アプローチの問題

最近のアメリカにおける後進国政治に関する研究は、地域研究の分野でもまた方法的研究の領域でも、めざましい進歩を示しているが、そのなかで一つの共通な顕著な傾向として見逃しえないことは、「比較政治学」(comparative politics)的アプローチの盛行である。⁽¹⁾ 後進

国政治に関する個別的な地域研究が進むにつれて、いわゆる「非西欧的世界」の政治過程の諸特徴を、その独自性と類似性とをふくめて、全体として観察する調査や研究方法の必要を反省せしめたことが、比較政治学的研究方法への関心を刺戟した有力な動因となったことは争えない。元来、比較研究法は現象の独自性と類似性とを全体として把握する一つの方法とせられたからである。

問題提起を最初におこなった政治学者たちが試みたことは、まず後進国の政治現象を「西欧型政治」から区別された「非西欧型政治」(non-Western politics)として規定して、その独自の諸特徴を強調するとともに、他方、そのような強調が地域研究者をして孤立的なモノグラフィ的細目調査に墮せしめることなく、各地域調査の成果が相互に比較可能となりうるような共通的分析方法を示唆することであった。⁽²⁾ 彼等はこのような方法として一種のグループ・ダイナミックスの分析方法を援用し、非西欧諸国のいくつかの国について、それぞれの政治過程の動態分析を通して、「政治的コンセンサスの全般的なパターン」(overall pattern of political consensus)が確認されるならば、このようなコンセンサス・パターンは、

「経験的分析にもとづく経験的類型」(empirical typologies based on empirical analysis)として、非西欧的政治の比較研究にきわめて有用な手段となるであろう、と主張した。

ケーホン (George McT. Kahin)、パウカー (Guy J. Paker)、パイ (Lucian W. Pye) の三人の優れた地域研究者の共同労作として発表された上述の提案が、直接のきっかけとなって、ここ数年間のアメリカの学界において、それが経験的調査の戦略論の問題としてよりも、むしろ根本的に比較政治学の体系理論的可能性の問題として受けとめられ、いかに活潑な方法論議を生むにいたったかについては、ここで深く立ち入る必要はない。⁽⁵⁾しかし後進国の政治体制と経済発展というわれわれの主題の展開に重要な関連をもつこれらの学説については、その積極的な評価とともに若干の批判的検討も加えてゆかねばならない。

後進国政治を取り扱った比較政治学的研究の代表作として、最近において最も高い評価を受けたものは、アーモンド (Gabriel A. Almond) およびノールマン (James S. Coleman) の共編著『発展しつつある地域の政治』(一

九六〇年)であることは、周知のとおりである。本書においてアーモンドは、「機能分析方法」(a functional approach)の彫琢をとおして、比較政治学の体系理論的基礎づけを試み、またコールマンは、アーモンドの方法に依拠しながら、政治的近代化の程度を測定する一組みの構造的・機能的範疇をもちいて、非西欧的政治体制を分類し、一種の政治体制類型論を展開することによって、アーモンドとともに「政治体制の一般理論」(the general theory of political systems)への寄与たらんとを企図したのである。

アーモンド・コールマン理論が、一方において「政治体制」(political system)概念の導入ならびに「体制」を「政治的諸機能」(political functions)の「相互作用の体系」と理解し、さらに政治的行動主体による「機能遂行の様式」(style)の「蓋然性」(probabilities)の認識によって、西欧、非西欧の差別を越えた各政治体制の比較分析の「一般理論」をうちたてようと試みたところに、本来のねらいがあったことは正しく理解されねばならない。またパーソンズ (Talcott Parsons) 流のパターン・ヴァリアブルズ (pattern variables) を使って政治的機能遂行のスタ

イルを蓋然的に確定することによって、政治体制の類型学(Typology)を企図したことも、同時に理解されねばならない。アーモンド理論が、政治体制の比較分析の一般理論として何らかの意義をもちうるのは、それが行動理論に基礎をおく機能論的分析範疇⁽¹⁾によって、いわば政治体制の「機能論的」類型学樹立の可能性に道を拓いた点にあることを知らねばならない。アーモンドが、シルズ(Edward Shils)の類型論を「統治的機能」(governmental functions)からみた分類として再評価⁽¹²⁾し、ロールマンが「競争性の度合」と「政治的近代性の度合」(the degree of competitiveness; the degree of political modernity)を規準⁽¹³⁾として、シルズの類型論をさらに補充しようとして努力したことは、アーモンド・ロールドマン理論のねらいが、その経験的操作において、政治体制の類型比較にあったことは、これによっても明かであろう。

(1) アメリカの政治学界における比較政治学の研究動向については、次の諸論文はきわめて有益な学界展望をあたえている。岩永健吉郎「比較政治研究の動向」『国家学会雑誌』第七四卷第五・六号(昭和三十六年四月)七七—九一—。奈良和重「非西欧諸地域の政治研究序説」『日本政治学会編』『政治学の現代的課題』(年報政治学一九六二年)

岩波書店・昭和三十七年五月刊四八—六五—。萩原宜之「アーモンド・ロールドマン理論の構造と位置づけ——新興国家の政治分析の方法論として——」(東京大学社会科学研究所創立十五周年記念論文集『社会科学の基本問題』不巻) 東大出版会一九六三年三月刊七〇—七四—。三々。

(2) いわゆる「非西欧型政治」の比較分析方法に関する論議については、George McT. Kahin, Guy J. Pauker, and Lucian W. Pye, "Comparative Politics of Non-Western Countries," *The American Political Science Review*, XLIX, No. 4, Dec. 1955, pp. 1022—1041.; Fustow, Dunkwart A., "New Horizons for Comparative Politics," *World Politics*, IX, No. 4, July 1957, pp. 530—549.; Pye, Lucian W., "The Non-Western Political Process," *The Journal of Politics*, XX, No. 3, August 1958, pp. 468—486.; Diamant, Alfred, "Is there a Non-Western Political Process?" *The Journal of Politics*, XXI, No. 1, Feb. 1959, pp. 123—127. (イ・ロールドマン); Shils, Edward A., "Political Development in the New States, (I) (II)," *Comparative Studies in Society and History*, II, No. 3 (April), No. 4 (July) 1960, pp. 265—292, 379—411.; Braibanti, Ralph, "The Relevance of Political Science to the Study of Underdeveloped Areas," *Tradition, Values, and Socio-Economic Development*, Ed. by Ralph Braibanti and Joseph Spengler, Duke Univ. Press, Durham, 1961,

pp. 139—180.

比較政治学的観点から、東南アジア諸国その他の新興諸国における総合的な比較研究を導いた最近の業績として注目すべきもの——Kahin, George McT. (ed.), *Major Governments of Asia*, Cornell Univ. Press, Ithaca, 1958, 607 pp.; Kahin, G. M. (ed.), *Governments and Politics of Southeast Asia*, Cornell Univ. Press, Ithaca, 1959, 531 pp. (邦訳版新編中); Johnson, John J. (ed.), *The Role of the Military in Underdeveloped Countries*, Princeton Univ. Press, Princeton, 1962, 423 pp.; Kautsky, John H., *Political Change in Underdeveloped Countries: Nationalism and Communism*, New York, 1962, 347 pp.; Rose, Saul (ed.), *Politics in Southern Asia*, London, 1963, 386 pp.; Ward, Robert E. and Macridis, Roy C (eds.), *Modern Political Systems: Asia*, Englewood Cliffs, N. J. Prentice-Hall, 1963, 482 pp.; Shils, Edward A., *Political Development in the New States*, The Hague, Mouton, 1962.

東洋の政治発展の歴史の重要研究の成果として、*The Intellectuals Between Tradition and Modernity: The Indian Situation*, The Hague, Mouton, 1961, 120 pp.; Weiner, Myron, *The Politics of Secrecy: Public Pressure and Political Response in India*. University of Chicago Press, Chicago, 1962, 251 pp. などについて

註⁴ Pye, Lucian W., *Politics, Personality, and Nation Building: Burma's Search for Identity*, Yale Univ. Press, New Haven, 1962, 307 pp. (これはこの長井信一「非西欧社会の政治的近代化と政治文化——ビルマの事例——」『アジア経済』第三巻第一号、一九六二年一月号(九四—九六ページ)の書評をり)。タイ国について註⁵ Wilson, David A., *Politics in Thailand*, Cornell Univ. Press, Ithaca, 1962, 307 pp. インドネシアについて註⁶ Feith, Herbert, *The Decline of Constitutional Democracy in Indonesia*, Cornell Univ. Press, Ithaca, 1962, 618 pp. (長井信一氏の書評『インドネシア』第四巻第七号、一九六三年七月号八九—九一ページ)

(3) シムーン・タイナムの分析方法をインドネシアに適用したシムカールの次の研究は、この種の方法の有効性を最もよく示している。

Parker, Guy J., "The Role of Political Organizations in Indonesia," *Far Eastern Survey*, Vol. XXVII, No. 9, Sept. 1958, pp. 129—142.

(4) G. M. Kahin, G. J. Parker, and L. W. Pye, "Comparative Politics of Non-Western Countries," p. 1040. (前出)

(5) 前出の長井信一「非西欧社会の政治的近代化と政治文化——ビルマの事例——」の書評をり。

Cox, R., "Research in Comparative Politics," *The American Political Science Review*, Vol. XLVII, No.

3, Sept. 1953, pp. 641—675.; Almond, Gabriel A., "Comparative Political Systems," *The Journal of Politics*, Vol. XVIII, No. 3, August 1956, pp. 391—409.; Easton, David, "An Approach to the Analysis of Political Systems," *World Politics*, Vol. IX, No. 3, April 1957, pp. 383—400.; Neumann, Sigmund, "Comparative Politics: A Half-Century Appraisal," *The Journal of Politics*, Vol. XIX, August 1957, pp. 369—390.; Apter, David E., "A Comparative Method for the Study of Politics," *American Journal of Sociology*, Vol. LXIV, No. 3, Nov. 1958, pp. 221—237.; Levy, Marion, "Some Aspects of 'Structural-Functional' Analysis and Political Science," *Approaches to the Study of Politics*, 1958, pp. 52—66.; Neumann, S., "The Comparative Study of Politics," *Comparative Studies in Society and History*, Vol. I, No. 2, Jan. 1959, pp. 105—112.; Lipset, Seymour M., "Some Social Requisites of Democracy: Economic Development and Political Legitimacy," *American Political Science Review*, Vol. LIII, March 1959, pp. 69—105.; Sutton, Francis X., "Representation and the Nature of Political Systems," *Comparative Studies in Society and History*, Vol. II, No. 1, Oct. 1959, pp. 1—10.; Dahl, Robert A., "The Behavioral Approach in Political Science: Epitaph for a Monument to a Successful

Protest," *The American Political Science Review*, Vol. LV, Dec. 1961, pp. 763—772.

(9) Almond, Gabriel A. and Coleman, James S., *The Politics of the Developing Areas*, Princeton Univ. Press, Princeton, 1960, 591 pp.

(10) Almond and Coleman, *op. cit.*, p. 576.

(11) トーキンズは「政治体制」とは「多かれ少なかれ、合法的、物理的強制の行使または行使の威嚇によつて（社会の内部または他の社会にたつた）統合と適応の機能を遂行しようとするある独立社会に見出される相互作用の体系」(*op. cit.*, p. 7) による。萩原論文(10)54—55。

(12) *op. cit.*, p. 59.

(13) *op. cit.*, p. 62.

(14) トーキンズは機能論的分析範疇として次のものを挙げている。

- A 入力機能〔政治的機能〕(Input functions) (1)
- 政治的社会化と政治的動員 (political socialization and recruitment) (2)
- 利害の明確化 (interest articulation) (3)
- 利害の集合化 (interest aggregation) (4)
- 政治的コミュニケーション (political communication) B
- 出力機能〔統治的機能〕(Output functions) (5)
- 法令の作成〔立法的機能〕(rule-making) (6)
- 法令の適用〔行政的機能〕(rule-application) (7)
- 法令の審査〔司法的機能〕(rule-adjudication) (*op. cit.*, p. 17 f.)

七〇八ページ。アーモンドはいう。「本書で使用しているこれらの特定の機能論的諸範疇は、政治体制を体制全体として比較し、また、とくに近代西欧的政治体制を、過渡的体制や伝統的体制と比較する目的のために、作られたものである」と。(op. cit., p. 16)

(12) op. cit., p. 53.

(13) op. cit., p. 533.

三 政治体制類型論の検討

最近のアメリカにおける後進国ないし新興国政治に関する研究動向が、一方において比較政治学理論の発達を刺激し、他方においてその帰結として、後進国政治体制の比較類型論的アプローチを促進することになったことは、以上に述べたとおりである。われわれは次に、いくつかの代表的な類型論をとりあげ、これを批判的に検討することにしよう。

後進諸国が政治的近代化の課題に直面しながら、それらの国の政治、社会、文化の構造ないし条件の相違によって、いかなる政治的発展のコースを選択するであろうかを、政治体制の観点から分類して五つの類型を示唆した最初の人はシルズであった。この場合シルズの分類規

準は、民主主義の近代的概念にふくまれた三つの基本的な構成要素、すなわち「公民的自由」(Public Liberties)、「代表制度」(representative institutions)そして「文民統治」(civilian rule)から成るものであった。⁽¹⁾この組合せの態様からみて、(1)「政治的民主制」(Political Democracy)。(2)「後見的民主制」(Tutelary Democracy)。(3)「近代化的寡頭制」(Modernizing Oligarchy)。(4)「全体主義的寡頭制」(Totalitarian Oligarchy)。(5)「伝統的寡頭制」(Traditional Oligarchy)の五つに分類した。いまこれらの諸類型の一つ一つについてその基本的特徴を述べたり、それらの異同について説明を加えたりすることは省略する。ただここで指摘しておきたいことは、その後におけるすべての類型論が、多かれ少なかれ、シルズの諸類型の補充、変形ないし修正として主張せられ、その意味でシルズのもののが最も基本的な類型として認められてよい、ということである。たとえば、コールマンが、シルズの(1)(2)(3)(5)のほかに、さらに、「末期植民地民主制」(Terminal Colonial Democracy)、「植民地的ないし人種の寡頭制」(Colonial or Racial Oligarchy)、「保守的寡頭制」(Conservative Oli-

garchy)を補充して、いっそう包括的な政治体制類型論を展開しようと試みたり、またジョンソン(John J. Johnson)が、シルズの五つの類型をそのまま認めながら、その上に「近代化的軍部寡頭制」(Modernizing Military Oligarchy)を追加したりしている。

しかしながら、このように類型を細分化して、「変型」(variants)や「副次変型」(sub-variants)を累加することは、経験的事象への接近努力を認めるとしても、方法論的にみてほとんど意味がないといわねばならない。方法論的にみて重要な一事は、これらの諸類型の構成は、「民主制」(Democracy)と「寡頭制」(oligarchy)というコントラストをなす二つの基本範疇を両極とする「二分法」(dichotomy)的構成であり、そしてこれにもとづいてその他の諸類型が派生的な変型として設定せられ、遠近法的な形で両極の中間に位置づけられていることである。範疇的な類型はここでは二つしかないのである。それではこれらの多数の変型はいかなる意味をもつのであろうか。

それはいうまでもなく、これらの諸変型は、なんらかの意味で、近代的民主制と伝統的寡頭制という二つの基

本類型の中間によこたわる「過渡期の政治体制」(Transitional Political System)を範疇化しようと試みたものと解せらるべきであろう。この問題を考察するにあたって、シルズの類型論的考察は最も端的に問題点を示唆したと思われるので、これを手懸りとして述べたい。

シルズは、「政治的民主制」と「伝統的寡頭制」とを両極とし、その中間に前者の変型として「後見的民主制」を、後者の変型として「近代化的寡頭制」をあげたのである。そして「政治的民主制」に原理的に対立するものとして、ないしはそれを否定するものとして、「全体主義的寡頭制」をあげた。この場合、全体主義的寡頭制は、独立の範疇的類型と考えらるべきものであって、単なる変型ではない。したがって、いましばらくこれを考察の外におくならば、問題なのは変型としての「後見的民主制」と「近代化的寡頭制」である。この両者のあいだに実質的な意味で特に区別を必要とするほどの大きな相違があるであろうか。それというのも、民主制に後見的(とりもなおさず寡頭的)という限定があり、寡頭制に近代化的(とりもなおさず民主的)という限定を付しているということ、これを換言すれば、後見的民主制は「寡

頭的民主制」にほかならず、また近代化的寡頭制は「民主的寡頭制」にほかならない。いずれもそれ自身、形容矛盾であって、この二つの変型のあいだを区別する規準は必ずしも判然たるものではない。むしろこの場合、この二つの変型によってシルズが示さんとした重要な一事は、ただ次のこと、すなわち後進国政治の現実型として、民主制ともいえず、さればとて寡頭制ともいいきれないところの、いわば二つの体制の中間的な一種の「混合体制」(mixed system)が存在するということである。混合体制は、文字通りそれが二つの体制の混合であって、二つの体制の「融合」(fusion)でも「統合」(integration)でもないと理解せられるかぎり、本来の意味での第三の独立の範疇類型としての政治体制ではない。もちろん、ブーケ(J. H. Boeke)が東南アジアの社会類型を「二重社会体制」(social system of dualism)として範疇化し、これを混合体制(近代と前近代との同時並存体制)として把握した方法を用いて、「混合体制」として政治体制に独自の類型的意義を付与する可能性が、全く閉ざされているというわけではない。しかしシルズはそれを問題としているのではなく、またわれわれもそれには深く

立ち入らず、ただシルズが示唆した二つの変型にふくまれた混合体制は、流動的な発展への過渡期における政治体制の動態を示さんとしたものと理解する。このようにして、われわれがシルズの類型論から学びとるべき最も重要なポイントは、後進国政治をつねに「過渡期」の視点に結びつけて考察し、政治体制を「過渡期における混合体制」として理解するということである。

われわれが新興国の政治体制を、「過渡期における混合体制」として規定したことには、いくつかの重要な意味がふくまれている。第一に、このように規定することによって、われわれは、新興国の政治体制概念を、単なる静態的な「類型概念」としてではなく、動態的な「段階概念」として理解することが可能となるであろう。何故なら、ここにいう「過渡期」における変化は、つねに必ずしも単なる連続的な進化の流れとしてではなく、非連続的な段階的發展の過程として現われる可能性をふくむからである。第二に、われわれのいう混合体制とは、その体制の構造契機として、寡頭制的要素と民主制的要素、すなわち権威主義的要素と民主主義的要素とをともたふくむ体制であるが、しかし、ここで注意すべきこと

は、この二つの構造要素が単に同時並行的に混合しているのではなく、むしろこれら二つの構造要素間の依存と対抗、結合と分離というダイナミックな緊張関係をかくむ体制であるということである。ところで、第三に、重要なことは、この混合体制のダイナミックス、すなわち権威主義的要素と民主主義的要素との結合ないし分離の様態は、過渡段階における新興国が直面する政治的課題ならびに経済的課題の性質に対応して変化するということである。第四に、われわれが混合体制を過渡段階における体制として理解していることは、つねに必ずしもこの「過渡的体制」が、伝統的寡頭制から近代的民主制へ導く中間項であるとはかぎらず、対決すべき課題の性質如何によっては、「全体主義的寡頭制」へ導く媒介項でもありうるのである。

このようにしてわれわれは、新興諸国の政治体制のダイナミックス、ならびにその体制変革の論理を、トインビーのいわゆる「挑戦と応戦」(Challenge-and-Response)の発想法に擬して、これらの国々が直面している現段階の挑戦的な政治的・経済的課題の性質の解明のうちに探り、応戦的な反応としての政治体制の在り方を検討しな

ければならない。

- (1) Shils, Edward A., "Political Development in the New States (II)," *Comparative Studies in Society and History*, II, No. 4, July 1960, p. 380.
- (2) Almond and Coleman (ed.), *The Politics of the Developing Areas*, pp. 564—566.
- (3) Johnson, J. J. (ed.) *The Role of the Military in Underdeveloped Countries*, pp. 52—55.
- (4) シルズ自身は「混合体制」という用語を使用していない。またアーモンドやコールマンは「混合体制」という概念を、政治体制の文化的側面の重要な特徴、すなわち「政治体制の文化的二重性」(cultural dualism of political system)を表示する概念として使用している。すなわち「わく」すべての政治体制は、文化的意味における『混合』体制である。合理性という意味で「all-modern」な文化も構造も存在しなければ、「all-modern」な文化も「all-primitive」な文化も構造も存在しない。伝統性にたゞする合理性の相対的な優越度、ならしは二つの構成要素の混合のパターンについて、相違があるだけである。(Almond and Coleman, *op. cit.*, p. 11.) ノーキンズは、この二つの混合パターンを三種類にわけ、イギリスのパターンを「融合的パターン」(fusional dualism)、フランスのそれを「孤立的パターン」(isolative dualism)と、若干の低開発国にみられるパターンとして「incorporative pat-

tern と各づけている。これは、近代的要素と前近代的要素とが、「融合」もしないが、さればと云って「鋭く敵対的」でもなく、「二つの体制が同時「並存的」(exist side by side)である場合である。しかし、「累積的過程が継続すれば、事態の如何によっては、その結果は、融合的か孤立的となるであろう。」(op. cit., p. 25.) いずれにしても、アーモンドが「政治的文化」(political culture)の二重性を重視していることは示唆的である。

(5) これはただ「可能性」の問題としての言表であって、それ以上のものではない。経済成長については、たとえば W・W・ロストウのような段階説の試みもあるが、政治的發展については、いまだ試みられたことなく、M・I・T グループが最近出版した新興諸国の政治的・経済的近代化に関する共同研究(ロストウも参加)でも、政治的發展の段階理論を断念している。すなわち「わく」伝統的な権威主義体制から半競争体制へそして最後には完全な競争型体制へ、といった移行を保証するような何か決定的なパターンと云うものは存在してはならぬ。」(Millikan, Max F. and Blackmer, Donald L. M. (eds.), *The Emerging Nations: Their Growth and U. S. Policy*, Boston, 1961, p. 90. (石沢元晴訳)『M・ミリックアンド・ブラックマー・低開発諸国の近代化——その過程と対策——』日本外政学会昭和三十七年十二月刊一八二—二一)

(6) Toynbee, Arnold J., *A Study of History: The Genesis of Civilizations, Part Two, Vol. II*, Oxford Univ. Press, London, 1962 (1st ed. 1934), pp. 290—291. (長谷川松治訳・トインビー著 D・C・サマーズ編『歴史の研究』I 現代教養文庫昭和三十八年二月刊)

Press, London, 1962 (1st ed. 1934), pp. 290—291. (長谷川松治訳・トインビー著 D・C・サマーズ編『歴史の研究』I 現代教養文庫昭和三十八年二月刊)

四 「過渡的社会」と植民地主義の遺産

——挑戦的課題としての「国民的政治的統一」と「国民的経済的統合」——

新興諸国が直面している政治的・経済的課題の挑戦的な性質を問題とするにすぎだつて、われわれがまず最初に明かにしておかなければならないことは、今日「新興国」(Emerging Nations)ないし「発展途上の国」(Developing Countries)と呼ばれる諸国は、いずれも多かれ少なかれ、かつて植民地、半植民地ないし属領であったという事実である。そしてたとえ彼等は今日独立をなしたと云うことは、もはや植民地ではないといえ、現在彼等が直面している政治的・経済的課題の性質は、決して過去の植民地主義の遺産と無関係ではありえないということである。したがってわれわれがこれらの国を、「過渡期」における「過渡的社会」(Transitional Society)として規定したとしても、それは決して十九世紀の後進国としての下

イッや日本などを、近代化への過渡的社会として把握したのと同視することは許されない。これらの国々もアーモンドの意味での近代的要素と伝統的要素との「文化的二重性」(cultural dualism)をもち、伝統から近代への「文化的適応」(acculturation)過程にあったという意味で、過渡的社会と呼ばれてもよいが、しかしその近代化への過程は植民地主義とは無関係であり、またその社会そのものは多かれ少なかれ「同質的な社会」であり、自主的な社会」(homogeneous and autonomous society)であった。しかるに、「植民地支配から脱して新しく興った国々」(ex-colonial emerging nations)を、われわれが過渡的社会と呼ぶ場合には、事情は全く異なり、植民地主義の圧力のもとで、「西欧の衝撃」(Western impact)という形で移植され、歪められた政治的、社会的、経済的、文化的不均質性ないし不平等性の遺産に、力強く対決を挑みながら、異質的ではなく同質的な、隷属的ではなくて自主的な、新しい民族国家形成への変革過程にある社会を指しているのである。

この点において、われわれのいう過渡的社会は、単なる「変化しつつある社会」(changing society)ではなく、

「変革しつつある社会」(restructuring society)である。いわば体制の内部における量的機能的変化にとどまらず、体制そのものをも変化せしめる質的構造的な変革を意味している。単なる「適応」(adaptation)的变化ではなく、「革新」(innovation)的な変化であり、したがって連続的な「進化」(evolution)ではなく、広い意味での非連続的な「革命」(revolution)的变化を意味している。

われわれがさきに「過渡期における政治体制」を、単なる比較のための類型概念としてではなく、ダイナミックな段階概念として理解すべき必要を示唆したのは、ほかならぬこの意味においてである。

ところで、このように理解された過渡的社会としての新興諸国が、現在直面している最大の政治的課題ならびに経済的課題とは、いかなる性質のものであるうか。それは政治的には「国民的政治的統一」(national political unity)ということであり、経済的には「国民的経済的統合」(national economic integration)と云うことである。もちろん政治的には、集権的統一のほかに政治的自由にもとづく「民主化」(democratization)の課題もあり、経済的には、経済的統合のほか経済的自由にもとづく

「分業化」(differentiation)の課題もある。そして、い
うまでもなく、政治的な統一と自由、経済的な統合と分
化という収斂と拡散の二つの課題を調和的に解決してこ
そはじめて、政治的・経済的近代化が、その全きをうる
ことは明かである。しかしながら過渡期における新興諸
国の急務は、何よりも政治的統一と経済的統合の基礎を
固めることであって、この基礎の確立なしには、政治的
自由の制度も経済的自由の制度も、なんらその機能を発
揮しえないのである。

このように政治的にも経済的にも、統一と自由との二
つの課題を機械的に分離し、自由の前に統一を優先せし
める見方にたいして抵抗を感じる人もあるであろう。自
由なき統一は空虚であり、統一なき自由は盲目であるこ
とは、たしかに真理である。しかし論理の問題としてで
はなく歴史の問題として考察するならば、西欧諸国の近
代民主主義も産業主義も、かつての絶対主義と重商主義
という政治的統一と経済的統合の「国民的体制」の土壤
の上に花咲いたことを知るべきである。また新興諸国が
植民地時代に移植された西欧的な民主制度を、独立後の
十数年間、維持発展せしめんと努力したにもかかわら

ず、東南アジアの多くの国々において失敗したのは、国
民的統一と経済的統合の欠如にもとづいたことを思い合
わすべきであろう。この意味において、国民的政治的統
一と国民的経済的統合という課題の解決は、その後にお
ける一切の発展の基礎であるという意味で、最も基本的
かつ緊急なものといわねばならない。そして、これがそ
うであるというのも、そのもとをただせば植民地主義の
遺産に、その根因を帰せねばならない。

私の理解によれば、植民地主義の本質とその遺産の最
も根本的な特徴は、その権力的支配の対象社会のあらゆる
側面における統一ないし統合の可能性を剝奪もしくは
窒息せしめたという点にある。換言すれば、植民地民族
社会の政治的、経済的、文化的側面におけるナショナル
なインテグレーションを阻止したということ、これを反
面からみれば、政治的多元性、経済的複合性、文化的異
質性を促進したということを含意している。植民地支配
のパターンの相違によって、程度の差はあるにしても、
これがコロナリズムの努力の目標であり、したがって
またそれがもたらした結果であり、遺産の本質的な側面
なのである。

まず、政治的にこれをみれば、植民地の政治的支配を最も効果的ならしめた統治方式は、「分割統治」(divide and rule)と「間接統治」(indirect rule)と名づけられる二つの基本方式であった。分割統治はなによりもまず被支配民族の政治的・国民的統一の形成を阻止するための原理であり、被支配民族の内部に、政治的・経済的・社会的・地域的・宗教的諸勢力の分裂ないし対立の可能性が存在する場合に、これを調和統合することなく、むしろそれらの諸勢力の分立抗争を巧みに維持助長せしめて、その相互的バランスの上に支配権を確保するという方式である。このように分割統治は、まず被支配民族の全民族的自主的統一への方向を遮断し阻止するための努力であるが、この目的を達するためには、他方、分裂せしめられた部分社会の部分的統一は、これを維持し促進しなければならぬ。なぜなら、相互に対立し相争うところの部分社会を強化するのではなく、そこに効果的な力のバランスが生まれなければならないからである。分割統治は同質的な全体社会を否定するけれども、異質的な部分社会はこれを肯定する。そしてこの異質的部分社会をそのまま維持する統治方式が、ほかならぬ間接統治の第一の政

治目標だったのである。このようにして植民地主義は、分割統治と間接統治との巧妙な結合と、その老練な運営を通じて、政治的国民的統一の実現を阻止したのである。

それでは、このような統治原理にもとづくコロニアリズムによってもたらされた植民地の社会経済構造の特質的遺産は、いかなるものであったであろうか。それは一言でいうならば、社会的には「複合社会」(plural society)、経済的には「複合経済」(plural economy)と名づけられるものである。熱帯植民地社会の最も顕著な特質は、ファーニヴァル(J. S. Furnivall)によって複合社会として、ブーケ(J. H. Boeke)によって「二重社会」(dual society)とし、フランケル(S. H. Frankel)によって「多人種社会」(multi-racial society)として定型化されたが、それらの差をこえて共通に指摘される最も本質的な側面は、これらの社会がいずれも典型的な「異質社会」(heterogeneous society)であるということである。もちろんその社会の異質性は、その社会に内在した外からもちこまれた人種、言語、慣習、宗教その他の要因によってささえられていることはいう

までもないが、この異質性は、コロナリズムの政治的、経済的、文化的機能（分割統治と間接統治とを基礎とする）によって、いっそう強められ、さらにはその社会の異質的な隔壁が硬化せしめられたのである。

複合社会の経済的特質について、とくに見逃がしてはならないことは、その異質的複合性にもとづく市場の狭さとか市場の不完全性ばかりでなく、これらの複合社会の各群が、ある一定の市場において遭遇する場合に、そこにあらわれる支配的現象は、「共通な社会意志」(common social will)の拘束力を離れた経済諸力の異常に自由な活動として、最も無慈悲な形で自己を貫徹したということである。したがって持てるものになりたいと持たざるものの相対的不利は、単に価格や分配の面において露骨にあらわれるのみでなく、そもそも経済活動への参加の機会そのものさえ拒否されるに至るのである。ここに複合社会の経済的側面における注目すべき「不平等化要因」(Disqualifying factors)の作用が存在する。

コロナリズムの残した遺産の特質が、コロナル・システム、すなわち複合社会と複合経済という形態での非国民的・異質的な社会経済関係、しかもここにいう異

質的とは外来要素による土着要素の支配関係であり、そしてそれが「不平等化要因」の根源であるとすれば、政治的独立をなしとげた新興国家のナショナリズムが、土着社会の内部からの発展可能性を阻止するこれらの「不平等化要因」を除去せんがために、「排外来化」(De-alienation)政策をとり、国民的経済的統合への方向を進もうとするのは、きわめて自然であるといわねばならない。コロナル・システムからナショナル・システムへの発展、植民地的社会経済体制から国民的社會經濟体制への前進——これが經濟發展との関連におけるナショナリズムの最も本質的な經濟的課題でなければならぬ。社会經濟過程が全体として均齊的に作用するような国民的經濟的統合を創造することが、經濟發展のための不可欠の課題である。

過渡的社會が直面している挑戦的な政治的・經濟的課題の性質は、以上によって明かであろう。今日過渡期にある異質的複合社会としての新興諸国の政府が、なんらかの形においてすでに着手し、または推進せんとしている「国有化」(nationalization)政策は、外国人大企業、大農園、大商社、大銀行の独占的支配からの解放、すな

わち不平等化要因の除去を求めているのである。また土地改革および協同組合の推進は、いわゆる東洋外国人と呼ばれる華僑、印僑などの金貸業者、仲介業者の寄生的搾取からの自由への努力である。一言でいえば、「排外來化」政策による国民的経済的統合を志向しているのである。このようにして、植民地体制から国民的体制を志向する新興国のエコノミック・ナショナリズムは、その政策努力の組織化の過程のなかで、必然的に一種の体制変革の問題ととりくまなければならなくなるのである。

ところでわれわれがここで注目しなければならないことは、このようなエコノミック・ナショナリズムが直面している体制変革には二つの側面があるということである。一つはすでに述べた意味でのコロニアル・システムからナショナル・システムへの変革という意味での「体制転形」(system transformation)の側面であり、もう一つの側面は、植民地的資本主義体制から社会主義体制への変革という意味での「体制革命」(system revolution)の問題である。第一の体制転形の問題は、エコノミック・ナショナリズムの本来の課題であり、それなしには国民の自主的な経済発展が不可能になるという意味にお

いて本質的なものである。しかしながら、他方において、その体制転形そのものも体制革命なしには成し遂げられないという場合もありうるのである。ここにエコノミック・ナショナリズムとソシアリズムとのからみあいの問題が横わっている。そしてこのからみあいの程度、すなわちエコノミック・ナショナリズムの社会主義的傾斜の速度、規模、態様をきめるものは何であるかといえ、それはそれぞれの植民地的後進国の歴史的背景と、社会的基礎と、経済的条件と、政治権力構造の相違であるといわねばならない。そしてわれわれの観点からいえば、これらの背景、基礎、条件、構造のあらわれとしての異質的複合社会内部における社会的隔絶、経済的緊張が大きければ大きいほど、換言すれば植民地資本主義の残した遺産の硬直性が強ければ強いほど、社会主義体制への体制革命の可能性は大きいとみなければならぬ。

(1) Almond and Coleman, *The Politics of the Developing Areas*, p. 22. IIIの註(4)を参照。マードックは、「西欧、非西欧を問わず、すべての政治体制は、体制の内部で文化的変容が起っているかぎり、過渡的体制である」(p. 24)と述べている。

(2) 「西欧の衝撃」とか「文化的接觸」(cultural contact)

という歴史的事実の本質が、植民地主義であったことは、多くの人々が指摘している。なかでもバイは最も徹底した見解を述べている。「東南アジアにおける西歐的インパクトのメカニズムは、植民地支配の形態にまかして、最も顕著である」(Pye, Lucian W., "The Politics of South-east Asia," *The Politics of the Developing Areas*, Ed. by Almond and Coleman, p. 99) バイは右の論文で東南アジア各国における植民地統治のメカニズムを詳細に分析している。

またアイゼンシュタットも「植民地的接触状態に内在する不均衡かつ不均齊な変化という特殊な遺産」という表現を用いて、植民地主義の圧力のもので西欧化のゆがみを指摘している。(Eisenstadt, S. N., "Approaches to the Problem of Political Development in Non-Western Countries," *World Politics*, Vol. IX, No. 3, April 1957, p. 452.)

東南アジアにおける経済的近代化の植民地的性格を解明した次の論文は有益である。隅谷三喜男「東南アジアにおける近代化——その阻止要因をめぐって——」『思想』四七三号一九六三年第一一〇九八—一〇六ページ。

(3) ミルダールは植民地主義の弊害として「この点を最も鋭く示している。Myrdal, Gunnar, *Economic Theory and Under-developed Regions*, London, 1957, p. 51, 60, 83. (小原敬士訳『経済理論と低開発地域』東洋経済新報社昭和三四年、六二、七二、一〇一ページ)。

(4) 拙稿「東南アジアのナショナリズムと経済発展——植民地主義の遺産をいかに評価すべきか——」『アジア経済』第三巻第五号一九六二年五月号四一六ページ。

(5) Myint, Hla, "An Interpretation of Economic Backwardness," *Oxford Economic Papers*, Vol. 6, No. 2, June 1954, pp. 132—163. この用語はマント教授の考案である。

(6) Golay, Frank H., *The Philippines: Public Policy and National Economic Development*, Cornell Univ. Press, Ithaca, 1961, pp. 321—345. この用語はマント教授のものである。

五 むすび

われわれは、以上において、過渡的社會が直面している政治的課題や経済的課題の性質はいかなるものであるかを明かにした。われわれはさきに、新興諸国の政治体制を「過渡期における混合体制」として規定したが、いまや混合体制の問題を、上述の課題の性質と対応せしめながら考察しなければならぬ。

混合体制とは、すでに述べたごとく、その体制の構造契機として、寡頭制的要素と民主制的要素、すなわち権威主義的要素と民主主義的要素とをともにふくむ体制で

あるが、それは同時に二つの構造要素の相互作用における依存と対抗、結合と分離というダイナミックな緊張関係をふくむ体制であった。そしてこの緊張関係における結合ないし分離の態様は、過渡的社会が直面する政治的課題および経済的課題の性質に対応して変化するということであった。

政治的課題の性質が、すでに明かになったように、国民的政治的統一にあり、経済的課題の性質が、国民的経済的統合にあるとすれば、混合体制の二つの要素の緊張関係が、権威主義的寡頭制の要素の圧倒的優越の態様をとらざるをえないことは明かであろう。権威主義的要素を、ポリテイカル・リーダーシップの観点に結びつけてみるならば、あるいはカリスマ的権威主義⁽¹⁾ (charismatic authoritarianism)として、あるいはカリスマ的指導者の存在せざるどころでは、その代用物としての軍部寡頭制的官僚主義⁽²⁾ (military oligarchic bureaucracy)として、その姿をあらわすであろう。いずれにしても、過渡期の混合体制は、シルズのいわゆる「近代化的寡頭制」が支配的な体制となる傾向が顕著であるといわなければならぬ。ミリカン・ブラックマー (Max F. Millikan, Do-

naid L. M. Blackmer) は、新興国を定義的な意味で「過渡的社会」と規定⁽³⁾し、過渡的社会の政治体制類型として、(1)「新伝統型寡頭制」(neo-traditional oligarchy)、(2)「過渡期型寡頭制」(transitional oligarchy)、(3)「急速近代化型寡頭制」(actively modernizing oligarchy)の三つを区別したが、いずれもすべて寡頭制の政治体制として類型化したことは示唆的である。またミリカン・ブラックマーが、過渡的社会の第一義的な政治課題を、「国民的統一の創出」にあるとしていることも、寡頭制の重視に関連があるとみなければならぬ。

このように過渡的社会の政治体制は、われわれが見るところの政治的・経済的課題の性質から、権威主義的寡頭制にその重心を移すと考えるのであるが、しかし課題の性質とともにその強度のいかんによっては、体制転形をこえた体制革命への道を選択しなければならぬ場合を否定するものではない。この場合においては、権威主義的寡頭制はさらに一步を進めて、シルズのいわゆる「全体主義的寡頭制」⁽⁴⁾への道を進むことになるであろう。このように、過渡的社会はまさにそれが過渡的社会であるがゆえに、それは権威主義的寡頭制と全体主義的寡頭制

との間に二者択一的な闘争の舞台を提供する。過渡的社會が後者の道を選ばず、前者の体制において課題の解決を比較的容易になしとげうるためには、植民地主義の遺産の解消に、宗主国をふくめての先進諸国の協力が必要であろう。いずれにしても、われわれの觀察では、過渡的社會における「競争型民主主義」(competitive democracy) 体制の問題は、過渡的段階の前半局面の課題の性質からみて、問題とはならず、国民的政治的統一と国民的経済的統合の基盤の確立以降における後半局面においてのみ、その意義をもちうるであろう。

(1) ウェーバーは「支配の正統性」の観点から、政治的支配に三つの類型を定立した。(1)「合法的支配」(die legale Herrschaft)——「成文化された法規の合法性、およびこの法規によって支配をおよぼす権限を与えられた者の命令権の合法性に対する信念にもとづく」支配。(2)「伝統的支配」(die traditionale Herrschaft)——「古くから行なわれてきた伝統の神聖や、それによって權威を与えられた者の正統性に対する日常的信念にもとづく」支配。(3)「カリスマ的支配」(die charismatische Herrschaft)——「ある人物の、およびかれによって啓示されもしくは制定された規則の、神聖、超人的力、あるいは模範的性質に対する非日常的な帰依にもとづく」支配、これである。すな

わち、ウェーバーによれば、合法的支配は非人格的・抽象的・形式的な秩序の權威に対する服従であり、これに対して、伝統的、カリスマ的支配は、人格的・具体的・実質的な秩序の權威に対する服従である。そして、伝統的支配とカリスマ的支配の区別は、秩序の權威の基礎が、前者においては日常的であるのに対して、後者においては非日常的である点に求められる(Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, I, S. 124)。世良晃志郎訳『マックス・ウェーバー、支配の社会学』(I)『経済と社会』第二部第九章)、創文社、昭和三五年、三二—五九ページ。

なお「官僚制的合理化」を「目的合理性」の問題と見、「カリスマ的權威」を「価値合理性」の問題と解釈し、カリスマ的權威こそが「すぐれて創造的な歴史の変革力」(ウェーバー)であることを指摘した大塚教授の見解は示唆的である。大塚久雄「マックス・ウェーバーにおける宗教社会学と経済社会学の相関——とくに「変革の理論」との関連において——」『思想』第四七二号、一九六三年一〇月号、一一—七ページ。またカリスマ的權威にもとづく政治体制を、ウェーバーについて考察した次の論文は有益である。山口定「マックス・ウェーバーと指導者民主主義」『思想』第四七二号、一九六三年一〇月号、四五—五四ページ。山口氏の論文は、シルズの「後見の民主制」やスカルノの「指導される民主主義」(Demokrasi Terpimpin; Guided Democracy)の問題を解釈する場合に、重要な手懸りを与えるであろう。

この点で、ウェーバー理論を適用して、カリスマ的指導者の観点から、ネール・コースト(カーナ)のモンハンバー(Nirunah)を取り扱ったフンターの著作は、先駆的な意義を有す。Apter, David E., *The Gold Coast in Transition*, Princeton Univ. Press, Princeton, 1955, 355 pp. だが、「新しいモンハンバーの発展がきつてくる過渡期の時代には、カリスマ的指導者が真空をうめる傾向がある」ことを指摘し、「ネルー亡きもの、インドの西歐型民主主義的政治実験に関する本当のテストがやってくる」と述べて、現在のインドの国民的統一を維持しているネルーのカリスマ的権威を強調したヴィーナーの論文がある。Weiner, Myron, "Some Hypotheses on the Politics of Modernization in India," *Leadership and Political Institutions in India*, Ed. by Richard Park and Irene Tinker, Princeton Univ. Press, Princeton, 1959, pp. 18—38.

シルズは、ウェーバーのカリスマ的権威の解釈が、あまりにも狭きに失する点を批判し、「カリスマ的資質をただ単にカリスマ的個人の所有としてのみみなさず」、「民族もまたカリスマ的対象物となる」ことを述べ、またシムスターの意味における新機軸的革新という創造的態度(これを「economizing innovation」という言葉であらわす)もカリスマ的資質を意味するものとして、「自律発展的な経済の出現のためには、政治的権威の分野から、経済的分野へのカリスマの拡散がなければならない」と、興味あ

く見解を述べている。Shils, Edward, "The Concentration and Dispersion of Charisma: Their Bearing on Economic Policy in Underdeveloped Countries," *World Politics*, Vol. XI, Oct. 1958, pp. 1—19.

(2) 前出、モンハン編集の『低開発諸国に与ける軍部の役割』(Johnson, John J., ed., *The Role of the Military in Underdeveloped Countries*, Princeton, 1962.)

(3) 石沢元晴訳『低開発諸国の近代化』(前出)第一部第六章参照。

(4) アプターは、「いかなる政治体制が経済発展のために最も適合的であるか」という問題意識から、「比較方法を用いる構造分析」的アプローチに拠り、「変化を吸収してさらにそのさきの革新を創出する能力」の問題を重視して、政治体制の次の三つの「発展類型」(developmental types)を区別した。(1)「動員体制」(mobilization system) (2)「協和体制」(reconciliation system) (3)「近代化的専制」(modernizing autocracy)。この場合、各類型構成の規準として、次の五つの範疇をあげている。すなわち、(イ)正統性の型、(ロ)忠誠、(ハ)決定の自主性、(ニ)権威の分与、(ホ)イデオロギー的表現。(1)(3)についてはとくに説明を要しないと思うが、(2)の「協和体制」というのは、複数の政治的構成単位から単一の政治体形成される場合に、前者がその結合によって自己の同一性を失わない、という体制であって、このことから政治的目的や政治的見解に関する各集団間の妥協に、最も高い価値をお

く体制をいうのである。「協和体制」がインデックスすれば、中国は「動員体制」であり、キルバーやカンボジンは「近代化的専制」ということになる。アプターの(2)の「近代化的専制」という名称は、(1)(2)の「動員体制」を「協和体制」の名称にくらべて工夫は足りないが、類型構成上の問題意識は示唆的である。殊に「全体主義的寡頭制」という用語を避けて「動員体制」として特徴づけてらるることに、幅広く適用範囲が可能となるであろう。Apter, David E., "System, Process and the Politics of Economic Development," *Industrialization and Society: Proceedings of the Chicago Conference on Social Implications of Industrialization and Technical Change*, Ed. by B. F. Hoselitz and W. E. Moore, The Hague, 1963, pp. 135—158.

シカゴ会議に提出されたアプターの右の論文のドラフ

ト・スーナーについて、その所説を最初にわが国に紹介批判した人は、隅谷教授である。右のドラフト・スーナーでは(2)の「協和体制」は「連合体制」(consociational system)と書き換えられていたものである。(隅谷三喜男「民主主義とその経済的基盤——後進国における若干の問題——」『思想』第四三七号一九六〇年一月号、三四—四三三ページ)。

アプターには「ナシヨナリズムと経済発展との関連で、政治体制の問題を考察した別の論文がある。この文は“totalitarian solution”に対して“optimal solution”の問題として展開されている。Apter, "Nationalism, Government, and Economic Growth," *Economic Development and Cultural Change*, Vol. VII, No. 2, Jan. 1959, pp. 117—136.

(一橋大学教授)